

宅地の復旧支援

現に居住のために使用している建物（住家）の安全を緊急に確保するための防災対策工事に、市が助成金を交付します。

■対象となる工事

- 宅地内に流入した土砂、倒木など堆積物を除去するための工事
- 宅地内の斜面崩壊放置すれば住宅に危険を及ぼす場合に限る）を防止する「土のう」設置等の仮復旧及び「よう壁」設置等の本復旧を含む防災対策工事

■助成の要件

- 工事が5万円を超えること
- 家族や自治会等での復旧が困難であること

■助成金額

工事費から5万円を差し引いた額（千円未満切り捨て）

※助成金額の上限は35万円です。

■申請期限

9月30日（月）

※原則として工事着手前に申請書類の提出が必要ですが、緊急のため既着手した場合も支援の対象とします。※工事完了後には、完成写真や工事代金領収書などが必要となります。

申・問 災害対策本部宅地等防災班

☎43-7019

農地・農業用施設の復旧支援

国の災害復旧事業の採択要件に満たない小規模な農地や農業用施設の復旧

工事に対し、市独自の助成制度で支援します。

早期に復旧工事を行う必要があるため、市は、被災者の被害報告を受け、速やかに現場を確認し、工事の許可を行います。既に復旧済みのかたも、ご相談ください。

■対象となる工事

- 被災した「農地（田・畑）」及び「農業用施設（水路、道路等）」の原形復旧のための工事（例：堆積土砂の除排、崩落した畦畔の復元、水路溝畔の復元など）

※既に復旧済みの工事も対象となります。

■工事方式

- 請負工事
- 直営工事（例：重機借上料（オペレーター代含む）、資材費、作業委託料等）

■対象となる事業費

10万円以上40万円未満
※事業費が40万円以上の場合、国の災害復旧事業が適用されます。

■助成金額

対象事業費の3分の2以内

■手続きの流れ

- ①申請者は、市へ被害報告をする。
- ②市は、現場を確認し、工事の許可をする。
- ③申請者は、補助申請書に施工業者からの見積書、設計図書を添付し市へ提出する。
- ④施工業者は、着工前から完成までの写真を整えながら、工事を行う。

⑤申請者は、工事完成後、必要書類を整え、実績報告を行う。

■申請期限

9月30日（月）

申・問 農林課農林整備係 ☎43-7075

住宅の復旧支援

大雨で住宅に被害を受けたかたは、被災住宅の復旧に市のリフォーム緊急支援事業を活用できます。

※過去に市のリフォーム補助を活用しているも、今回の大雨で被害を受けたかたは対象とします。

■対象

- 土砂災害及び浸水により被害を受け、市が被害状況を確認した住宅に居住しているかた

■助成金額

30万円以上の工事費の5%（千円未満切り捨て）

※助成金額の上限は10万円です。

※原則として工事着手前に補助申請書類（現況写真・見積書等）の提出が必要ですが、緊急のため既に工事に着手している場合も対象とします。

※工事完了後の完成写真や工事代金領収書などが必要となります。

申・問 都市計画課建築指導係 ☎43-7083

市有財産貸付料の減額

市から土地などを借りているかたで、土地が土砂崩れや土砂流出の被害を受けた場合、貸付料が減額される場合があります。

申・問 管財課管財係 ☎43-7037

災害見舞金の支給

住家（自己所有・借家）の全壊、半壊、床上浸水被害を受けたかたに、市と県から見舞金が支給されます。

※市が被災状況を確認した対象者世帯へ給付します。

■支給額

- 自己所有の住家全壊 県60万円、市30万円
- 自己所有の住家半壊（床上浸水） 県20万円、市10万円
- 借家の全壊 県20万円、市10万円
- 借家の半壊（床上浸水） 県6万円、市3万円

問 福祉課総務係 ☎42-8100

災害援護資金の貸付相談

住居や家財に損害を受けた世帯の、生活立て直しのための資金について貸付相談を行います。

■貸付額

家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

住居が全壊した場合 150万円

住居が半壊した場合 250万円

住居が半壊した場合 170万円

※所得制限があります。

問 貸付金に関すること 福祉課総務係 ☎42-8100

問 損害の程度に関すること 災害対策本部 ☎43-7025